

平成29年7月12日

於・1002会議室（10階）

第1044回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 平成28年度電波の利用状況調査の評価案について (諮問第13号)	2
(2) 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 について（移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終 期の統一） (諮問第14号)	11
(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（小電力無線 システムの無線局の高度化） (諮問第15号)	19
(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（小電力無線シ ステムの無線局の高度化） (諮問第16号)	19
(5) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（eMTC及 びNB-IoTの導入） (諮問第17号)	34
(6) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規 則の一部を改正する省令案について（公共ブロードバンド移動通 信システムの高度化に伴う制度整備） (諮問第18号)	39
(7) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正	

する省令案について（測定器等の較正等に係る期間の延長） （諮問第19号）	44
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の 実施基準の変更の認可について （諮問第20号）	50
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 日本放送協会平成28年度決算の概要について	55
5. 閉 会	65

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○吉田会長 それでは初めに、昨日総務省で人事異動があり、今回新たに着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、恐縮ですが、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

○渡辺総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の渡辺でございます。引き続きお世話になります。よろしくをお願いいたします。

○竹内電波部長 電波部長として着任いたしました竹内でございます。東北総合通信局と経産省に行っておりまして、3年間不在にしておりました。今後ともよろしくをお願いいたします。

○小笠原総合通信基盤局総務課長 総務課長に着任いたしました小笠原と申します。よろしくをお願いいたします。

○野崎電波政策課長 電波政策課長の野崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○片桐認証推進室長 電波環境課認証推進室長の片桐でございます。電波政策課から異動いたしました。よろしくをお願いいたします。

○近藤重要無線室長 電波環境課長を拝命いたしました近藤でございます。本日は重要無線室長を併任しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

（１）平成２８年度電波の利用状況調査の評価案について

（諮問第１３号）

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

まず、諮問第１３号「平成２８年度電波の利用状況調査の評価案」につきまして、林電波利用分析官からご説明をお願いいたします。

○林電波利用分析官 諮問第１３号説明資料に基づきまして、平成２８年度電波の利用状況調査の評価案についてご説明いたします。

諮問の概要でございます。電波法第２６条の２の規定に基づき、毎年、電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価しております。平成２８年度は、７１４MHzを超え、３．４GHz以下の周波数を利用する無線局が対象となっております。この周波数帯における電波の有効利用の程度について諮問するものでございます。

それでは、次のページ、２ページをご覧ください。このページは、制度の概要について説明したものでございまして、電波の利用状況調査は３年を周期として実施してまいりまして、昨年度平成２８年度はその真ん中の周波数帯ということでございました。この調査結果に基づきまして電波の有効利用の程度を評価して、それを周波数の再編につなげるという流れになっております。

次のページ、３ページをご覧ください。平成２８年度の調査の概要でございます。（３）、（４）ですが、調査の対象は、平成２８年３月１日現在での無線局数、免許人数でございまして、無線局数が約６．２億、それから免許人の数にして約１３．５万人でございます。

調査の方法でございますが、私どもが持っています総合無線局管理ファイル

を活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析を行うとともに、免許人に対して無線局の使用実態などについて質問して、その回答を集計・分析して行っております。

パブコメについても既に行っております、7件の意見があったところでございます。

4ページにまいります。このページ以降が結果でございます。このページは、昨年度の調査対象の全帯域の使用状況について、3年前との局数の比較という形で示したものでございます。全ての地方局において無線局数が増加しております、特に関東では倍増しているという状況でございます。この内容でございますが、9割が携帯無線通信の無線局で占められているということでございます。

次のページ以降は、今回の調査対象帯域を7つの周波数の区分に分けて、それぞれの区分について結果を説明したいと思います。

5ページをご覧ください。このページは、714MHzを超え960MHz以下の帯域でございます。この帯域は、携帯無線通信を中心に利用されている帯域でございます、中でも平成27年にサービスが開始された700MHz帯の携帯無線通信の無線局が大幅に増加しているという状況でございます。そして、その他の無線局も含めて、多数の無線局により稠密に利用されていること、それから700/900MHz帯の周波数再編を実施して携帯無線通信の新たな周波数確保に取り組んでいることなどから考えて、適切に利用されていると判断しております。終了促進措置の対象となっております既存の無線システムの確実な周波数移行とあわせて、開設計画の認定を受けた事業者の計画の進捗を注視する必要があると考えております。

次のページにまいります。この6ページは、960MHzを超え1.215GHz以下の帯域でございます。この帯域は、全世界的に航空無線航行用の帯域

でございます、局数としては前回とさほど変わっておりませんが、全世界的に統一的に決まっている使い方に従って使われているということを考えますと、適切に利用されていると判断しております。

次のページにまいります。7ページです。1.215GHzを超え1.4GHz以下の帯域でございます。この帯域は、アマチュアの局数が9割を超えておりますが、減少傾向にございます。この帯域では、アマチュアのほか、航空無線航行とか、災害時の救出用の近距離レーダーとか、様々なシステムが共用していること、それから800MHz帯で使われていた映像FPUやラジオマイクの無線局がこちらに移行してきているということ、それから国際的な周波数の割当てとの整合性から考えますと、適切に利用されていると考えております。

次のページにまいります。8ページです。1.4GHzを超え1.71GHz以下の周波数帯でございます。この帯域は、1.5GHz帯の携帯無線通信を中心に利用されております。そのほか、インマルサットほか衛星通信にも利用されておまして、その局数も増加傾向にあるということから、適切に利用されていると考えております。

次のページにまいりまして、9ページになります。このページは、1.71GHzを超え2.4GHz以下の周波数帯でございます。1.7GHzと2GHzの携帯無線を中心とした周波数区分でございまして、それぞれ1.4倍、1.2倍に増加しておりますが、そのほかも含めて稠密に利用されておまして、おおむね適切に利用されていると考えております。評価結果の3項目めですが、ルーラル加入者無線については、一定の需要はございますが、今後大きく需要が増加する可能性は低いと考えられますので、周波数有効利用を図る観点から、使用周波数帯の縮減を図ることが望ましいと考えております。

次のページ、10ページにまいります。2.4GHzを超え2.7GHz以下の周波数帯でございます。この帯域は、BWAや衛星移動通信などの免許局で

使われているほか、2.4GHz帯の小電力、免許不要の無線設備でも利用されているという帯域でございまして、非常に稠密な利用はなされているということから、適切な利用と考えております。

次のページ、11ページにまいります。2.7GHzを超え3.4GHz以下の周波数帯でございまして、この帯域は、国際的にレーダーなどに分配されている帯域でございまして、平成25年から局数的には大きな変わりはありません。この周波数帯も、国際的な周波数割当てとの整合性から判断しますと、おおむね適切に利用されていると考えております。ただ、3項目めに書きましたとおり、船位計と呼ばれている位置及び距離測定用レーダーについては、利用されていないということもありますので、今後の需要も調査・分析して、廃止も含めて検討することが望ましいと考えております。

次のページ、12ページからでございしますが、ご参考として、平成28年度の調査対象帯域の使用状況を帯グラフにしたものを載せてございます。説明については省略させていただきます。これが14ページまで続いております。

15ページ目からは、委員限りということで、これも参考資料でございしますが、平成28年度発射状況調査（補完調査）のポイントという資料をおつけしてございます。私どもの電波監視のシステムを使って、実際に実フィールドでどの程度電波が使用されているかということを実測したものでございしますが、この下の表に示したシステムについて、ごく限られた地点と時間でしか測定できていないというのが現状でございまして、評価には使用していないものでございます。

その次のページ以降、調査結果のサンプルをお示ししてございます。16ページをご覧ください。横軸が周波数、縦軸が時間で、電波が発射されている時間を黒いドットで示してございます。この黒いドットが出ている周波数、時間、これがこの場合ですと、駅伝が開催されて、選手が通った時刻であろうと想定

されます。

その次のページ以降も見方は同様になりますので、省略いたしまして、23ページにまいります。

23ページは、無線LANの利用状況を調査したものでございます。都内4カ所で測定した結果を示しております、図が小さくなって見にくくて申しわけございませんが、受信レベル、それから発射の状況を時間的に示しているというものでございます。上段が受信レベル、下段が時間的な発射の推移でございます。

次のページ、24ページにまいります。このページからがパブコメの結果でございます。全部で7件ございましたが、1件目、ソフトバンクモバイルとWireless City Planningから出されたものを、全く同一の内容でございますので、ひとつにまとめてございます。携帯電話用の周波数の拡大、それからBWAや携帯電話への干渉が発生しないような取組を求めるというものでございまして、さらなる周波数の有効利用に向けた検討の参考にさせていただくと回答させていただいております。

次のページ、25ページの半ばからでございますが、これはKDDIからの意見でございまして、賛同意見のほか、最後のところに、携帯通信用として、1.7GHz帯の確保を希望するというので、これにつきましても参考にさせていただくと回答しております。

次のページ、26ページにまいりまして、3点目のご意見でございます。1.7GHz帯の携帯無線通信についてですが、日本語として意味が通じないところがあるというご指摘でございまして、これにつきましては一部見直しをさせていただきます。

4件目、これも1.7GHz帯でございますが、ここに書かれている周波数の公共業務についての利用状況調査が十分になされていない、それから2点目と

して、ここに書かれた周波数の東名阪以外での利用状況調査がなされていない、それから3点目として、携帯用に割り当てられているはずの10MHz幅が保留バンドのままとなっているが、その言及がないということでございます。これらについては、1点目については、記述はしていないものの、該当する無線局についても利用状況の調査は実施しており、全体評価に反映している。ご意見については今後の参考にさせていただきたいと書かせていただいております。それから2点目につきましても、1.7GHz帯の周波数の更なる確保に向けて、既存無線システムとの周波数共用や周波数再編等に関する技術的検討を進めているところと回答しております。3点目につきましては、指摘された周波数を含めて、現在、1.7GHz帯につきましては、情報通信審議会において、割当時期も明記した周波数割当ロードマップの検討等を進めているところという書き方をしております。

5件目は、アマチュア業務への分配の拡大を希望されているというものでございまして、これにつきましては参考にさせていただくと回答しております。

6件目でございますが、携帯電話の4G、レーダー用の波を使うべきというご意見、それから平成29年度の調査対象帯域に関するご意見でございまして、これらにつきましては参考にさせていただきたいということで回答させていただいております。

そのほか、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ございました。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○吉田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。林先生、お願いします。

○林委員 林でございます。5ページのところの700/900MHzでござ

いますが、評価結果ポイントの2番でございます。700/900MHzのいわゆる終了促進措置についてですが、総務省の電波利用に関するホームページのなかに、700/900MHzのポータルサイトがあり、四半期報告が公表されており、これを事前に拝見しました。私の理解では、700MHzの終了促進措置はまだ完了しておらず、計画の進捗に若干の遅れが出ていると承知しております。これは特に、放送事業者用を除く一部の用途のラジオマイクの終了促進措置が完了していないために、新たな携帯電話用周波数の利用開始に伴う、テレビの受信障害対策の進捗にも影響が出ている。その結果、開設計画の進捗にも遅れが出ているということかと存じます。しかし、開設計画の進捗の遅延は、電波法の直接目的である「電波の公平且つ能率的な利用を確保」という観点からも由々しき事態であり、総務省としても注視していただかなければならない。加えて、一部のテレビ視聴者への悪影響も懸念されるところです。私は本審議会の開催前に、700MHz利用推進協会のホームページを見たのですが、携帯電話事業者が700MHz帯の周波数を用いた携帯電話システムの運用を開始したことにより、その電波がテレビアンテナで強く受信されると、地上デジタルテレビ放送の映像が乱れたり映らなくなるなどの受信障害を起こす恐れがあることが説明されています。このため、テレビの受信障害対策の必要性が、この協会のほうで広報されているようなのですが、しかし、この協会自体、一般市民によく知られているような存在ではない。この知名度の低さも問題だと存じます。そこで、視聴者が、テレビ受信障害によって、できる限り迷惑を受けないよう、あるいは、視聴者から総務省等に対して、テレビの受信障害について苦情等が多数生じないように、総務省としても、開設計画の進捗状況の注視等に付随して、丁寧な対策が求められているのではないかと私は思っています。いずれにしても、これ以上の開設計画の進捗の遅延が生じないように、特に今述べた700MHz帯の周波数移行の確実性の部分はしっかり

注視していただきたいと存じます。なにぶん、終了促進措置は相手のあることなので、開設計画の進捗の多少の遅れは、ある程度はやむを得ない部分があるのかもしれませんが。したがって、700MHz帯の周波数利用が「適切に利用されている」とのさきほどのご判断自体に、何か異議を申し立てるものではないと思いますが、その一方で、開設計画の認定を受けた事業者の計画の進捗を注視する必要性は、この審議会場であらためて強調しておきたい、ということでご発言させていただいた次第です。

以上です。

○金澤移動通信企画官 私から回答させていただきます。林先生のご指摘のとおりでございます。700MHzに対応する携帯端末は増えているのですが、ご指摘のとおり、基地局整備には遅れが出ております。特に都心部を中心に、基地局の設置の前に今後テレビ受信対策が必要になってくると、その対応の規模感にはそれ相応のものがあるのではないかとすることも想定されます。

それで、先日、総務省、携帯事業者も出席し、かつ実際に工事をされる電気工事店の方が非常に多く来られるイベントが行われて、その限りでは活気があったと。それがその場に閉じていてはいけないという思いを改めて強くしたということがございます。今後、外への発信ということでは、マスでの広報が適当かどうかというのもございます。総務省自身もホームページ等、それから自治体に対して総務省の広報紙を使って周知をしておりますが、知られていないという意味では、まだまだ努力不足でございますので、引き続きこの点は留意してやっていきたいと思っております。

○林委員 丁寧なご回答、ありがとうございました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

それでは、私からお尋ねさせていただきたいと思いますが、先ほど評価結果

のポイントで、「おおむね適切に利用されている」というコメントがあったかと思えます。その根拠として、無線局数が非常に増えているなど、少なくとも局数に関する情報は詳しく教えていただいたところですが、実際にその無線局がどの程度のトラフィック量でどのように使われているかという点まで含めた調査は行われたのでしょうか。すなわち、調査事項を見ますと、通信量や具体的な使用実態あるいは電波有効利用技術の導入予定等も調査されたとあり、それに加えて、先ほど幾つか実際に測定された例もご紹介いただいたわけですが、「おおむね適切に利用されている」という判断には、実際にトラフィック量の観点から見ても十分に有効利用されているといった評価も含まれていると理解してよろしいのでしょうか。あるいは、ここではその中身にはこだわらずに、局数がこれだけたくさん増えているから、おおむね適切に使われていると評価できるということなののでしょうか。細かいですが、その点についてお伺いできればと思います。

○林電波利用分析官 私どもで今調査できておりますのは、基本的には免許している局が中心で、最初にご説明申し上げましたとおり、統計データが中心になっているということがございまして、先生のご指摘のような細かいところまでは調査し切れていないのが実態です。その辺りのところは更に発信状況調査を拡張していく等、我々としても考えていかなければいけない課題だと考えております。

○吉田会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、もう1点、細かな質問をさせていただきます。最近の端末、特に携帯電話の端末ですと、海外でも使えるようにと海外用バンドに対応したり、国内でもたくさんのバンドが増えてきたため、それらに対応させたいいわゆるマルチバンド対応の携帯が増えているかと思えます。今回の調査ではそれを全て周波

数バンドごとにカウントされていると理解したのですが、最近市販されている端末の場合は、国内に限りますと、平均的にはどれぐらいのバンドに対応しているのでしょうか。すなわち、ここでは1台の端末がどれぐらいにカウントされているのか、その点がもしわかっていましたら、教えていただきたいと思えます。

○林電波利用分析官 機種によって違いまして、個々にはわからないのですが、各社のホームページを見たところでは、3つ入っていたり、覚えていないのですが、そのぐらいは入っていると。それで、実際に携帯事業者契約数は1億5,000万ということで伺っていますので、大体3~4ぐらいになるのではないかなと、大ざっぱにはそのように考えております。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、諮問の第13号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。

どうもありがとうございました。

(2) 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について
(移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終期の統一)

(諮問第14号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第14号「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案(移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終期の統一)」につきまして、金澤移動通信企画官からご説明をお願いい

たします。

○金澤移動通信企画官 諮問第14号資料をご覧ください。今、会長からございましたとおり、移動通信システムに係る無線局の免許の有効期間の終期の統一に係るものでございます。

資料の2ページをご覧くださいでしょうか。右のグラフに書いてありますとおり、携帯電話など移動通信システムの月間の平均トラフィックは近年1年で約1.4倍のペースで増加し続けており、その結果、移動通信システム用の周波数は逼迫しております。このため、移動通信システムに割り当てられた周波数を有効に利用することがますます重要になってまいります。他方、現在の制度におきましては、無線局の再免許申請は個々の無線局単位で行われておりまして、移動通信システム全体で審査し、その利用状況を把握することは現実として難しい状況でございます。このため、今般、電波法施行規則等を改正し、移動通信システムの無線局の免許の有効期間の終期を統一することで、移動通信システム全体での周波数利用状況を見ながら審査できるようにしたいと考えております。

なお、今回の改正は、昨年開催いたしました総務省の研究会、電波政策2020懇談会での議論・報告書を踏まえたものになっております。

資料の3ページをご覧ください。こちらが、具体的な改正の内容になります。移動通信システムの無線局の再免許に当たり、システム全体での審査の観点を導入するために、3つの柱で制度改正を実施することを考えております。

最初の柱が、一番上の四角の箱に入っておりますが、免許の有効期間の終期の統一になります。移動通信システム全体で再免許の審査ができるよう、電波法施行規則の改正等を行い、免許の有効期限をそろえるものであり、こちらが今回の諮問案件になります。現在の免許は、LTE・3Gといった携帯の世代あるいは免許の地域管区によって免許の終期が様々でございまして、再免許

の日にちが統一されておられません。イメージで申しますと、一番下の絵に線が描いてありますが、平成29年の真ん中あたりに青い丸がございます。この青い丸が5年間続いて、平成34年の真ん中あたりまで5年間、平成31年の真ん中あたりに別の再免許の申請がありまして、これが突き出してしましますが、平成36年の真ん中あたりまで続くと。こういう形でそれぞればらばらになっているということがございます。

そのため、今回省令を改正いたしまして、告示で定める日、具体的には平成34年10月1日、これは図でいいますと、右の赤い線、縦の赤いラインを想定しておりますが、この日にちに再免許の終期を統一いたします。これによりまして、次回の再免許は一斉再免許という形で平成34年10月1日に行い、以後5年ごと、つまり平成39年10月1日とその次になりますが、5年ごとに一斉再免許をするという形になります。なお、施行は今年の10月1日を予定しております。

2本目の柱は、上から2段目の箱に記載しております。こちらは諮問事項ではございませんが、一斉再免許に当たりまして、再免許の予見可能性を高めるために、再免許の審査基準を策定するとともに、審査に必要な今後5年間の業務計画などの提出を求めるということを考えております。

3つ目の柱は、最後の太線で囲っていないものがございますが、電波の利用状況調査の拡大をいたしまして、現在、周波数帯ごとにおおむね3年に一度で行っております調査を、移動通信システムに関しましては毎年の調査に変更することを予定しております。この件につきましては、できれば9月の電監審に諮問できるよう準備を進めておりますので、改めてご審議いただければと思います。

それでは、5ページをご覧くださいと思います。最後に、本件につきましてパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果をご報告いたしま

す。今回の諮問に関する意見は2件でございました。また、諮問部分ではございませんが、関係する意見が携帯事業者2社から2件提出されております。

諮問に係る2件のうち、個人の方からは、今回の改正によって周波数が有効利用されていないという課題が解消されることを期待するという旨の賛成意見が提出されております。

もう1件ですが、6ページにNTTドコモ社から、本改正は、周波数の利用状況を正確に把握、審査するための改正であり、将来的な周波数の公平かつ有効な利用の促進につながるため、賛同する旨の意見が出されております。

それから、その下、こちらは諮問部分ではございませんが、関係意見として、携帯事業者2社のうちソフトバンクから出されたものでございます。内容といたしましては、事業者の再免許時における制度対応負荷が上がること、免許手続における一層の規制緩和の実現を期待する、このような意見が出されました。この意見に対しまして総務省としては、割当て済み周波数の免許の包括化等を進める。例えば、先ほど林先生からご指摘がありました700MHzなどが、ラジオマイクが全部どくとそういうことが実現しますが、そのようなことが想定されますが、そういうことで包括化が進む条件を整えば包括化を進めるということで、免許人の制度対応負荷の緩和に努めていきたいと考えております。

同じくソフトバンクから、再免許時の審査基準について、将来の業務計画等の作成やその審査については柔軟性を確保すること、それから本改正が事業者にとって過度な負担とならないこと、それから経営上センシティブな情報の取り扱いについて注意してほしいことについて要望が出ております。これらについては、今後、申請のマニュアル等を作成していく過程で配慮したいと考えております。

それからもう一つ、KDDIからは、ソフトバンク同様、将来の業務計画等について、制度の柔軟な運用について要望が出ております。この点については、

今後、同じく、申請のマニュアル等を作成していく過程で配慮したいと考えております。

一方で、開設期間の認定期間中の無線局の取り扱いについても意見が出されておりますが、要はこの開設期間中の無線局については、取り除いてほしいとか、適用除外としてほしいということですが、これは開設期間中のものを含めてシステム全体での周波数の有効利用を見るというものであるため、制度の趣旨が違いますので、この開設期間中のものを含めて全体を見ると、つまり除外することは考えていないという回答です。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○林委員 諮問事項ではないのですが、再免許時の審査基準の策定について、意見を申し述べます。これも事業者から先ほど意見がありましたように、5年間の事業計画を出すというのは、この動きの激しい携帯モバイル市場にとって過度な負担を与えるのではないかといった意見があったかと思えます。しかし、これは私の見るところ、あくまで事業者の立場に立った、事業者目線の視点であって、我々はあくまで、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進するという電波監理の視点に立たなければならない。周波数の割当てというのは、そもそも総務大臣が示した開設指針を踏まえた開設計画を提出し、当該開設計画の認定を受けた場合には、認定事業者として認定計画に基づき特定基地局の開設を進めることとなります。そして開設計画の認定を受けた移動通信事業者は、移動通信システムを構成する基地局及び陸上移動局について無線局免許を取得することができます。この無線局免許の付与というのは事業者にとってきわめて大きな経済的便益であり、これは一定の期間、

他の者が特定基地局の周波数帯において無線局免許申請をできないこととする
ことによって、当該事業者は国民共有の財産であるところの電波を排他的・独
占的に利用できる特権を付与されることになるわけです。そのことから考えま
すと、この国民共有の財産を今後どのように利用し、かつこれまで利用してき
たのかということ客観的に検証して、それを公表するというのは、電波監理
の視点から当然あってしかるべきであって、それを過度な負担だとか、規制強
化だとか、あるいは事業者の経営に足かせとなり得るとか、そういうことを言
うのは、国民に対して電波利用の説明責任を果たすという意味でいうとおかし
いのではないかと、というのが私の意見です。ただ、各事業者さんがおっしゃる
ように、5年間の事業計画を出したとしても、それが実際にどう展開していく
かというのは、たぶん将来の話でもあるので、多々難しい面があるのは確か
である。そこで、総務省としては、審査基準についてマニュアルやガイドライ
ンをつくるなどして、審査の客観性・透明性の向上を図り、それにより事業活
動に与える影響の予見可能性の向上を図っていただいて、かつ審査自体も、で
きるかぎり柔軟に、その時々の変化に応じて、あるいは経済状況の変化
に応じて対応していただく。こういった対処は不可欠でありますので、冒頭述
べた電波監理の「そもそも論」というか原理的な話の部分と、それから今述べ
た運用面での柔軟性というのを両方念頭に置きながら、総務省として臨機応変
に対応していただきたいと存じます。これは質問ではなく意見でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

○石黒代理 今回の免許の終期をそろえるということ自体にかかわるものでは
ないのですが、免許というのは5年間でしたか。

○金澤移動通信企画官 そうです。

○石黒代理 そうすると、新規免許あるいは免許の更新の度に5年計画を出さ
せて、それでうまくできていなかったら、再免許というのはどうなるのでしょ

うか。というのは、今、林先生がおっしゃったように、5年というのは今どき長過ぎて、今から5年先の事業計画をつくったとしても、途中で大きく技術が変わってしまったり、世の中のニーズが変わったりしていて、こういう形で5年間この電波を使っていきますという計画を出したとしても、途中で全く違うものになって、計画したように全くならなかった場合に、再免許のときに「あなたは計画を出したが、達成は全然できていなかったのだから、再免許はだめです」ということになるのか、それとも計画が全く違ってしまった段階で、計画の出し直しという手段があって、出し直したものについて再免許のときに審査されるのか、どうなっているのでしょうか。

○金澤移動通信企画官 全体を3本柱という形でご説明したのはその点でございまして、5年間というのはまさに長過ぎるという点に着目して、1年、毎年度の電波の利用状況調査をこの点検期とし、5年間の中にこの利用状況調査をビルトインするという仕組みを組み込みたいと思っています。つまり、計画を出してもらった項目と同じ項目をこの調査の中で行い、ずれが生じたときに、なぜ生じたのかを説明してもらおう。例えば、基地局の数が、自分が言った数よりも少ないとしても、より高い技術でそれを達成しているというのであれば、それは合理的な説明かもしれません。そのようなことができると思いますので、そういう1年での説明責任の場をビルトインするような形で組み込んだと。5年間それを積み上げていって、最後の最後でなお合理的な説明が得られない場合には、最終的に指導のような形をとらざるを得ないとは思っておりますが、まずはできれば9月のときと考えておりますが、その利用状況調査の中で同じような調査項目でということ、その中間的な5年間の長過ぎる方向に行かないようにと、そんな方向性を考えております。

○石黒代理 毎年の利用状況調査とは、先ほどご報告があったあの調査のことですか。

○金澤移動通信企画官 その通りです。調査は3年に一回、周波数の714MHzと3.4GHzを基準として、高いものから低いものと3つに分けて順次行っているのですが、今年電波法の改正を踏まえ、移動通信システムについては、毎年行うということを考えておまして、そのことをこのオレンジの線で示しております。非常に数が多い携帯のトラフィックで、その変化も激しい中で、この必要性があるのではないかとということですので、先生のご指摘の5年は長過ぎるのではないかとという点にも十分お応えできるようなシステム設計になるのではないかと考えております。

○石黒代理 わかりました。それであれば、安心しました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

些細なことをお伺いしたいのですが、この基準日といいますが、再免許の日を10月1日にされた理由は何でしょうか。年度末で調査報告が上がってきて、それを審査した結果10月1日ぐらいかなと理解はしたのですが、もう一つの考え方としては、年度末にこういう再免許をしたほうがいいような気がしないでもありません。事業者の方の都合等もあると思うのですが、理由は何かあるのでしょうか。

○金澤移動通信企画官 これは技術的な理由なのですが、電波利用料の算定基準日が10月1日になっていますので、その再免許の日付を10月1日に統一すると、事務の煩雑さが緩和されるということで、10月1日からということで、ちょうど丸1年びったり来るといって、年度途中だと、そこの基準をずらさないといけない、そういうことです。

○吉田会長 よくわかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第14号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(小電力無線システムの無線局の高度化)

(諮問第15号)

(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(小電力無線システムの無線局の高度化)

(諮問第16号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第15号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」及び諮問第16号「周波数割当計画の一部を変更する告示案(小電力無線システムの無線局の高度化)」につきまして、杉野移動通信課長及び野崎電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○杉野移動通信課長 移動通信課長の杉野でございます。それでは、諮問第15号の説明資料に基づきまして、電波法施行規則等の一部を改正する省令案についてご説明申し上げます。

本件は、LPWA——Low Power Wide Areaと呼ばれる新しいIoT向けの無線通信システムを920MHz帯の小電力無線システムとして導入していくということ、それからもう一個、1.9GHz帯、これはデジタルコードレス電話で使っておりますが、ここに新たにLTE方式のデジタルコードレス電話を導入しようということで、関連する技術基準等の規定を改正するというものがございます。概要等につきましては、2ページ目以降の参考資料を使ってご説明を申し上げます。1枚おめくりください。

最初に、LPWAについてご説明を申し上げます。LPWAといいますのは、新しいシステム、先ほど申し上げましたLow Power Wide Areaというのですが、従来よりも低い消費電力でもって広いカバーエリアで低コストということを実現とするものでありまして、IoT社会の実現に向けた有力な無線通信システムのネットワークということで、その早期導入が期待されております。具体的なシステムといたしましては、920MHz帯を使用するLoRaあるいはSigfoxといったものと、こちらのLoRa、Sigfoxは、下の表で赤色の欄に入っているものでございますが、それともう1系統、携帯電話のLTEのネットワークを使ったeMTC、NB-IoTといったものが方式として提案、検討が進められております。このうち諮問第15号で対象としておりますのは、920MHz帯の小電力無線システムという中で使うLPWAで、Sigfox、LoRaと書いてある赤いほうのものでございます。なお、青いほうの携帯電話をベースとしたものにつきましては、後ほど諮問第17号でご説明を申し上げます。

3ページ目をご覧ください。920MHz帯小電力無線システムにつきましては、平成23年に制度化されておまして、左下にごございますイメージ図のように、物流管理あるいはスマートメーターといったセンサーネットワーク的なものに広く利用されております。これら既存システムの利用に加えて近年、IoT的な使い方ということで、右側にごございますように、920MHz帯にLPWAを入れたいということで、ここには3つほどの方式を載せております。このうち一番下にありますSigfoxというものについては、字が小さくて読みにくいのですが、通信に使うチャネルの幅が100Hz幅ということで、極めて狭い帯域幅で通信を行って、低い伝送レートで小さなデータをやりとりすることでサービスをするということでございます。これに現行の920MHz帯の小電力無線システムの技術基準を適用いたしますと、周波数の利用効率

が非常に悪くなるということで、この問題を解決するために、新たに技術的条件の見直しをするということになりました。こちらにつきましては、情報通信審議会でご審議をいただきまして、本年3月に答申をいただいております。この答申に基づきまして、今回、必要な技術基準の制度の整備を行うというものでございます。

4 ページ目をご覧ください。こちらは制度改正のポイントということで、大きく3点ございます。1点目は、LPWAによる様々なIoTサービスの提供が可能となるように、920MHz帯の小電力無線システムについて、無線局の目的を変更するとともに、無線局の局種を簡易無線局から陸上移動局へ変更するものでございます。この関係では、具体的には電波法施行規則、それから無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の関連する条項の変更・改正を行います。

なお、無線局の目的の変更につきましては、後ほど諮問第16号で周波数割当計画の変更をあわせてお願いするということになります。

2点目でございますが、先ほどご紹介したように、非常に狭い帯域幅で通信を行う方式がございますので、そういう場合でも周波数利用効率が低下することがないように、周波数の許容偏差に関する規定の見直しを行います。具体的には、これは無線設備規則の別表第一号の改正という形になります。

3点目でございますが、この小電力のシステムですが、無線の設備自体が小さくなってきていまして、アンテナの利得が小さくなっていくということで、低利得アンテナを使用する場合、通信の届く範囲が狭くなるということで、それを補完するために、空中線電力に対する制限を緩和するというものを技術的に行いたいというものでございます。具体的には、無線設備規則の第49条の14という条項が該当しますので、ここを改正いたします。

5 ページ目は、それぞれの改正のポイント、今申し上げた3点のイメージ図

をお付けしたものでございます。

1点目につきましては、従来、簡易無線局という扱いであったものを陸上移動局に無線局の局種を変更いたします。従来は空中線電力が250mW以下の無線設備というのは、用途が簡易な無線業務に限定されておりました。今回これを変えて陸上移動局にするということで、業務の制限がない形になります。これによりまして、例えば電気通信業務にこのシステムを使うとか、あるいは公共業務に使うといったことで、様々な用途に自由に使っていただけるような幅が広がるということを期待しているものでございます。

改正の2点目、狭帯域の周波数利用について、真ん中の欄の左側の図にありますように、現在の規定というのは、占有使用周波数帯幅の許容値を周波数の許容偏差で決めております。帯域幅が200kHz幅あるいは100kHz幅ということではありますが、これに対する中心周波数の許容偏差で決めているのですが、先ほど申し上げましたように、Sigfoxの場合は100Hzですので、許容偏差を適用すると、ほとんどの帯域は使われないという状態になります。この許容偏差で規定するという方法をやめまして、単位チャンネルの中であれば、そこからはみ出さないような状態であれば、自由にチャンネル設定をしていただけるようにということで、周波数の軸でも、複数の狭帯域のチャンネルが単位チャンネルを共用できるようにするという形で規定の仕方を変更することによって周波数の利用効率を上げようというものでございます。

3番目の点でございますが、こちらは低利得アンテナを使用する場合の空中線電力についての制限の緩和でございます。下の図の左側でございますが、現行の規定では、空中線電力と空中線利得を合わせたトータルの出力であります等価等方輻射電力の上限値を設定した上で、その範囲内で空中線電力の低下分を空中線利得の増加によって補うことができるという形にしております。左側の図は、黄色い矢印で左上のところ三角形が出っ張っているところがござい

ますが、この部分が空中線の利得でカバーする部分でございます。一方、空中線利得が小さい場合に、EIRPの上限値まで空中線の電力を増加するというのは、現行の規定では認めておりませんでした。ですので、例えば空中線電力を半分にする場合には利得は2倍にすることはできるのですが、その逆はできないというのが現行の規定でございます。先ほど申し上げましたように、近年、ウェアラブル端末につきましては、小さくなってきておりますので、それに伴いましてアンテナも小さくなるということで、なかなかアンテナの利得を十分にとることができないということで、その結果として通信のとれる距離が短くなってしまいう問題が起きておりますので、この部分の対策ということで、小さい端末、空中線利得を十分確保できない小型の端末についても十分な通信距離がとれるようにということで、こういう場合には等価等方輻射電力の上限まで空中線利得の低下分を空中線電力の増加により補うことができるようにしようという形で規定の変更を行うものでございます。

6 ページ目は、ただいまご説明申し上げました省令改正の内容と、諮問事項ではございませんが、その他の技術基準ということで、あわせて見直しを、これは告示の改正の形でやりますが、その内容を一覧としてまとめたものでございます。

その他の見直しといたしましては、今後いろいろな形でIoTのサービスが出てくるということですので、現行では実は電波の型式については制限をかけておりましたが、これは撤廃することにいたしました。パッシブ系の電子タグシステムのところで電波の型式に○がついておりますが、これがその該当する部分でございます。

それから、送信時間制限につきましては、1mW以下のものにつきましても、キャリアセンスを行う場合には、送信時間の制限を緩和するということにしたいと思っております。

それから、一番下の識別符号でございますが、こちらにつきましては、従来は48ビットだったのですが、Sigfox方式及びLoRa方式の国際規格に符号長が32ビット以上という規定がございますので、それに合わせた形で見直しをしたいと思っております。

7ページ目からは、1.9GHz帯のデジタルコードレスにLTE方式を導入するというものでございます。デジタルコードレスにつきましては、平成5年にPHS方式が導入されまして、その後、平成22年にはDECT方式とsPHS方式が導入されて制度整備されております。これに加えまして携帯電話に使われておりますLTEの方式をデジタルコードレスの電話にも導入しようという要望がございまして、それへの対応ということで、今回お諮りするものでございます。

下の図にございますが、イメージとして、単純に音声通話で使うだけではなくて、LTEのネットワークでIoT的なサービスも一緒にやれるようにしようというものです。ただ、右側にございますが、システムの構成といたしまして、HSSあるいはEPCといったネットワークの設備を別途用意する、これはLTEのネットワーク自体をそのまま持ってくるということが必要になりますので、ご家庭で普通にお使いになるようなコードレス電話というよりはむしろ事業所の内線の通信システムとしてお入れいただくようなイメージのものとございます。

8ページ目が改正のポイントでございますが、こちらも3点ございます。1点目でございますが、まず新たにTD-LTE方式の導入を図りますが、その一方で、平成22年に導入したsPHSという方式につきましては、実はこれまで市場に出てきておりません。今後も出てくる見込みはございませんので、こちらの方式は廃止するというので規定の手当てをしたいと思っております。

2点目でございますが、現在一番普及しておりますDECT方式につきまし

ては、周波数需要の増加あるいはシステム自体の高度化がございますので、新たな周波数の追加ということと、既存の周波数の利用条件について緩和する技術基準の見直しをあわせて行うこととしたいと思っております。

3点目でございますが、TD-LTE方式を入れることによりまして、コードレス電話についても携帯電話と同様に、電波からの人体防護の関係で、人体における比吸収率の許容値について審査を行うということで、その対象とするということにしたいと思っております。

これらの見直しを行うために、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則における関係条項の見直し、改正を行うこととしております。

9ページ目をご覧ください。9ページ目は、今申し上げた改正のポイントを周波数の配置の状態の図でご説明するために図を載せたものでございます。現行でございますが、PHS方式、DECT方式、それからsPHS方式という3方式が周波数を共有しております。これを見直した後の周波数の配置が下の図でございます。

下の図でいきますと、①でございますが、新たにTD-LTE方式ということで、1.4MHz幅のチャンネルで3チャンネル、それから5MHz幅のチャンネルで1チャンネル分を導入いたします。

それから、②といたしまして、DECT方式につきましては、F6という高い周波数を新たに1波追加するとともに、自営PHS方式の制御チャンネルの保護に配慮しながら、F2・F3・F4という3つのチャンネルについて、これまで使えなかった部分が多かったのですが、周波数の利用条件の緩和をいたします。

それから、3番目でございますが、自営PHS方式につきましては、制御チャンネルを新たに2チャンネル、高いところ、③の点線で囲ってある部分について、

追加いたします。自営PHS方式の制御チャネルはプリセットで設定して使うものでございますので、この高い位置の制御チャネルを設定していただくと、現行の制御チャネルを使う必要がなくなりますので、こことぶつかってしまうDECT方式のF2・F3・F4のあたりは自由に使っていただくことができるということで、他のシステムと混在した形で共用していただくということが可能になるような手当てをするというものでございます。

4番目として、先ほど申し上げましたsPHS方式につきましては、廃止ということで、上の図では周波数の配置がございしますが、下の図では周波数の配置は載せていない状態の図になっております。

10ページ目をご覧ください。こちらは、今申し上げましたTD-LTE方式を導入する際の技術基準の詳細を表にしたものでございます。細かい部分の説明は省略させていただきます。

11ページ目でございますが、こちらに施行期日と経過措置についてまとめてまいりました。施行期日についてでございますが、920MHz帯の小電力無線システムの局種の変更がございしますので、総合無線局監理システムの改修等に若干時間が要するというので、本日答申をいただけます場合には、その後用意をいたしまして、本年の10月1日からの施行を予定したいと思っております。

それから、経過措置についてでございますが、施行日の前に既に登録を受けている920MHz帯の簡易無線局につきましては、改正後の陸上移動局として引き続き使用可能とすること、それから技術基準適合証明等は引き続き有効であるということで規定したいと思っております。また、デジタルコードレスの無線局につきましては、既得の技術基準適合証明は引き続き有効でありますし、この新しい制度の省令の公布後約1年間に当たる平成30年8月31日までは、現行の基準によって技術基準適合証明を取得することが可能であるようにする

ということで、経過措置をしたいと思っております。

12ページ目から16ページ目までは、本件の改正案についての意見募集の結果をお示ししたものでございます。5月23日から6月21日まで意見募集を行いました。法人2件、個人3件の計5名のご意見がございましたが、いずれも省令案に関するご意見ではございませんでした。

個人3件のご意見につきましては、告示を含む本件の改正内容に直接言及するご意見ではございませんでした。

法人からのご意見のうち、14ページにあります1件につきましては、告示の改正に係るものでございますが、自営PHS方式の制御チャンネルについての規定の修正について、経過措置に関して、書き振りのところについてご意見をいただきました。こちらについては、ご意見いただいた内容を受けて修正することといたしました。

それから、15ページ目にありますように、LTE方式のデジタルコードレス電話ですが、将来的には携帯電話事業者等の公衆ネットワークにつなげるようにしたいというご要望をいただいております。これにつきましては、今回の改正に基本的に賛成という趣旨でございますので、今後、電気通信事業者等の関係者と具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

17ページ目は今回の諮問書の写し及び18ページ以降は関連する改正案の新旧対照表でございます。

以上、諮問第15号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野崎電波政策課長 引き続き諮問第16号の説明資料でございます「周波数割当計画の一部を変更する告示案について（小電力無線システムの無線局の高度化）」でございます。

3ページまで飛んでいただきまして、先ほど杉野課長からご説明しましたも

の周波数の手当てでございます。変更の概要とございますが、先ほどの説明の中にもありましたが、無線局の目的を変更するという事で、3ページ目の図にありますように、915MHzから930MHzまでの周波数割当表の無線局の目的について、これまでは簡易無線通信業務用でしたが、電気通信業務用、公共業務用、放送事業用の項目を追加するものでございます。

また、周波数の利用について、同じ3ページに、先ほど説明にありましたように指定周波数帯を導入し、その中で自由に使えるようにということで、周波数の使い方について別表9-1において、その指定周波数帯で利用できる表記の方法に改めます。こういった変更によって、電気通信事業用などでこの分野の利用が進むことを期待しております。

4ページ目が、デジタルコードレスでございます。こちら先ほど説明がありましたように、4ページ目の変更後のところにありますように、DECT方式のチャンネルを1チャンネル追加することで、赤い点線で囲んでおります。あと、TD-LTE方式に対応するように、そのピンク色のチャンネルの部分の、合計4チャンネルを追加するというものでございます。

パブリックコメントを6月21日まで実施しましたが、割当計画の変更に関する意見はございませんでした。

施行期日は、先ほど杉野課長からもありましたように、本年10月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの杉野移動通信課長及び野崎電波政策課長からのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○櫻田委員 私は、技術的なことは正直言ってよくわからないので、ビジネスサイドの関心ということで、このようなIoT関連での日本の国際競争力とい

う観点から少しご質問とご要望を伝えたいと思います。ご存じのとおり、デジタルの世界というのは、この前のG20でも、インダストリー4.0ということで、ドイツが非常に力を入れていて、かつ、もともと彼らが強かった中堅中小企業をコネクต์することで一気に前へ出ようとしています。日本を振り返ると、IoTと直接関係ないにしても、例えばアマゾン、アップル、グーグルのようなモンスターがおり、かつテスラなども出てきました。彼らは、コネクティビティーとIoTという世界でもって席卷しようとしています。実際に資本市場はどうなっているかという、今申し上げたようなモンスターたち、巨大企業を全部足していくと、為替によりますが、時価総額340兆円です。日本のGDPの5分の3以上がその8社ぐらいの時価で占められてしまうという状況にある中で、一企業人の私としては大変危機感を持っています。

この辺りの話は実は経団連や同友会でもよく出てくる話なので、お伺いしたいことは幾つかあります。日本の技術という観点で言うと、このIoTの世界で最も重要なセンサーについて全世界のマーケットの約47%を既に日系のメーカーが押さえています。ご存じのとおり、日本の企業で強い企業がたくさんあります。技術の根底をそのような日系メーカー全体で押さえているにもかかわらず、編み上げる力、ファブリケートする力となってくると一気に弱くなってきます。他罰的な議論では決してないのですが、なぜかと聞くと、やはり遅いというのです。実証実験を実施するという観点においても、日本ではなかなか実験を実施できないが、カリフォルニアでは速やかに実施できる。テスラが良い例です。つまり、IoTの世界とコネクティビティーの世界というのは、これまたくだいようですが、何ととってもスピードが命になってきます。winner takes allではないが、要するにその世界です。後ろからついていって模倣しても、もう全然追いつかない状況なのです。したがって、今申し上げたように、優れた技術を実際に持って、全世界の5割近いセンサーを製造・販売して

いる、そしてローエンドの中国やインドがついてきても、そのときには更にハイエンドなものをつくるということで今のポジションを維持している。これらの日本の強さというのを何としても今回は、維持するだけではなく、強化していかなければいけない。

一方で、日本の強みという意味では、この前総理がおっしゃったように「ソサエティー5.0」ということで、メルケル首相の「インダストリー4.0」よりもずっと日本らしいソフトエコノミーというのをイメージしたのものをつくっています。私どもも介護事業に進出しているわけですが、このI o Tによって、もしかしたら質を上げながらコストを下げるということが出来るかもしれない。それは何かというと、これだけ財政上逼迫している介護の世界の中での福音になるかもしれない。日本がこのI o Tの世界で負けるわけにはいかないのです、これは誰にお伺いしたらいいかわからないんですが、このI o T社会で日本が勝っていくために、今、総務省としてどのようなことを考えているのか、あるいは、一つの省でできる話ではないので、国全体としてやるとすればどのようなことが考えられるのかということをご教示いただきたい。特に、説明責任と、それから透明性という点については、先ほど石黒先生もおっしゃっていましたが、求められることになると思いますので、我々民間はComply or Explainと言われてしまいますが、なかなかComply or Explainの世界は政府にはあまりないと私は思っているんです。そこをもうはっきりさせることによって、国際比較をしたときに、我が国が進んでいる部分、遅れている部分、そのような進展度をわかるようにする仕組みというのはいかないものだろうかというのが実は思っているところです。

○吉田会長 大変重要なお意見、ご質問ではあるものの、諮問案件の枠を超えたご質問のように思いますが、何かもしお答えいただける点がございましたら。

○櫻田委員 諮問案件としては、了解です。

○吉田会長 わかりました。

○渡辺総合通信基盤局長 では、私からお答えしますが、今のI o Tのこの諮問の範囲を超える話もあるかもしれませんが、お話をしたいと思います。ご指摘のとおり、I o Tの関係でいきますと、いわゆるセンサーとか、そういうところに関しましては、日本としてのポテンシャルは非常に高くなってきている。従って、I o Tのマーケットをどうつくるのかというのが大きな鍵だろうと思っています。本諮問とは若干異なりますが、いわゆる5 Gということで、第5世代の携帯電話がございます。これに関しましては、先般の政府としての成長戦略の中におきましても、これからの5つの取り組むべき課題の中において、今お話のあったヘルスケアのお話とか、フィンテックのお話とか、移动通信のいわゆる自動運転を含めた話とか、あとはまちづくりの話とかをこれからの成長戦略として打ち出そうという話をしてございます。そういった中において、この電波システムをどう使うかということが重要ななと思っています。そういったことを念頭に置いて、第5世代の携帯電話といったものを軸にしながら、その中の一番大きい話としては、このI o T的な仕組みといったものをどうつくっていくかが必要と考えています。これまでの携帯の第4世代までの流れになりますと、やはりブロードバンドということで、いわゆるスマホ市場的なところはかなり依存していたものが、まさしく今のお話の介護とか、いろいろな分野での使い道をどうつくっていくかということが肝要かなと思っています。

そういった中で、I o T的な仕組みをつくっていくにおいて、まずその先行部隊として、今回の諮問、更にはその先、次の諮問も含めてでございしますが、そういったI o T的なものでどういったことができるかということで、まさしく携帯事業者だけではなくて、いろいろな業界の方々と組んでいく。更に言えば、これまでワイヤレスを使っていない業界の方々、例えば警備関係で言えば、

これまで、今の電波のシステムでいきますと、警備のいろいろなところ、例えばセンサーとか、見守りのものとか、ああいったものはほとんど有線化されています。これはワイヤレスで送れない仕組みになっています。これはやはり技術的な問題とか、そういった問題がございますので、そういった形で異業種と組む形のコラボレーションをつくりながら、とにかく目に見える形のものをどんどんつくっていく。おっしゃるとおり、これはスピード感が重要だということで、これまでですと、大体日本は、研究開発をしてでき上がりましたという間に1年、2年たってしまいますが、今回、我々は、第5世代のそういった実証実験等に関しましては、とにかく1年ごとに見せて、いろいろな方々と、そういったものをどんどんつくっていきましょうと思っております。成果の打率が必ずしも10割ではないかもしれませんが、対応していきたいと思っております。

○櫻田委員 千に三つでいいんです、事業者としては。

○渡辺総合通信基盤局長 そういった形のことを入れながら、とにかく新しい市場をどんどんつくって行って、ものにしながら、逆に国のそういった予算的なものをうまく活用いただきながら、とにかくいろいろな場所で、今ワイヤレスが使われていない、I o Tが使われていない分野といったものを掘り起こしながら、かつ、そういった中に、例えば車とか、日本としてのポテンシャルを持っている分野が幾つかありますので、そういうところを念頭に置きながらこのI o Tの市場をつくっていけないかなと思っております。

○櫻田委員 いや、大賛成です。ご存じのとおり、ワールド・エコノミック・フォーラムではもう既に数年前からそのような議論を始めていて、世界各国の政府を含めてですが、ついこの4月からシリコンバレーの近くにワールド・エコノミック・センターの第4次産業革命センターをつくりました。そこに入っている日本企業は少ないのです。それほどまだ知られていないか、遅いんです。

だから、ぜひ、我々の責任もあるんですが、知らないということが非常に大きなネックで、世界で何が起きているかというのを知らないという。先ほど誰かが「国民はそんなことは知らないですよ」とおっしゃったが、世界の話になるともってわからないんです。ぜひ、そういう意味では、我々も含めて、啓蒙と言うと上から目線で失礼なんですけど、わかっただけということと一緒に努力させていただければと思いますので、その仕組みをご検討いただければ助かります。

○渡辺総合通信基盤局長　こちらも、そういった意味でいろいろな、これまでワイヤレスにはあまり関心がなかった企業の方々を巻き込むことによって、新しいそういったワイヤレスの市場につながるかと思います。

○櫻田委員　そうですね。よろしく申し上げます。

○渡辺総合通信基盤局長　またそういったものを含めてご指導いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉田会長　I o Tにかかわる戦略はこれから非常に重要な点かと思いますが、本諮問案件に戻らせていただきたいと思います。なお、本日の諮問の通り変更が認められますと、ここの2ページにあるようなI o T用無線システムが、日本でも実際に導入可能になってきて、それによって新たなサービスがどんどん編み出されて、櫻田委員がおっしゃるような戦略的な動きがどんどん加速されることを私としても祈っております。

それでは、本日の諮問第15号及び第16号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長　それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(5) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(eMTC及びNB-IoTの導入)

(諮問第17号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第17号になりますが、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案(eMTC及びNB-IoTの導入)」につきまして、杉野移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○杉野移動通信課長 では、引き続きまして、諮問第17号の説明資料に基づきましてご説明を申し上げます。

本件は、先ほど15号でご紹介いたしましたLPWAのうちの携帯電話のLTE方式をベースとしたシステムを導入するというので、関連する技術基準等の省令の改正をするというものでございます。概要につきましては、2ページ目以降の参考資料でご説明させていただきます。

2ページ目にまいります。こちらは、先ほどの諮問第15号の資料と同じものをつけさせていただきました。こちらの諮問第17号は、先ほどご紹介した赤い方ではなくて、青い方の携帯電話LTEをベースにしたLPWAのシステムということで、eMTCとNB-IoT、ナローバンドのIoTという、この2つについて導入するというのでございます。先ほどの赤い方と比べまして、特にeMTCですが、通信速度が若干速く、1Mbpsぐらいまでのシステムについてもあわせて入れていくということでございます。

3ページ目は、3GPPの検討状況で、標準化の状況を図にしたものをお示ししております。3GPPは、携帯電話を国際標準化する民間のグループで、LTE方式をベースとした技術の標準化の一環ということで、eMTCとNB-IoTについても検討を進めております。昨年2016年6月に、リリース

13と書いてありますが、これは仕様書のバージョンでございしますが、その仕様書の中で、1Mbps程度の伝送速度に対応できるeMTCと伝送速度を数十キロbpsに抑えたNB-IoTと、この2つの方式についての仕様がこのリリース13の中に入るということになりました。現在、更にそれぞれについての機能拡張ということで、3GPPの中では議論が進められております。本件は、このリリース13でまとめられた仕様に基づく方式を国内のLTEネットワーク中に入れていくための制度整備を行うというものでございます。

eMTCでございしますが、周波数のところ、2.5GHz帯でTDDの方式について、仕様が既にリリース13で決まっているということでございまして、こちらは実はブロードバンドワイヤレスアクセス、BWAの方式にも使え、BWAの標準化のグループ、WiMAXフォーラムあるいはXGPフォーラムがリリース13の内容をそのまま使うということをおっしゃっておりますので、国内でもBWAのネットワークにeMTCが導入できるように、あわせて制度を整備したいということでございます。

4ページ目にまいります。こちらは、eMTC、NB-IoTは、低消費電力で広いカバーエリアがとれて、しかも低コストということでございますが、こういうことを実現するためにどういう技術的な工夫をしているかということをお示ししたものでございます。

左上の図でございしますが、まずカバーエリア、届く距離をどうやって伸ばすかということでございしますが、これにつきましては、従来のLTE方式は、1回送信したものを確実に受信できる範囲がカバーエリアになるということでございました。一方でeMTCあるいはNB-IoTというものにつきましては、同じ信号を繰り返し複数回送信して、データが到達するエリアを広げようということで、電界強度が比較的低いところまで通信ができるようにするという工夫をしているというものでございます。

右上でございますが、こちらはコストの低廉化に関しての工夫でございますが、LTE方式は全二重の通信方式で通信を行っておりますが、eMTC及びNB-IoTにおきましては、あえて半二重を使うということで、これによって端末の構造を簡単にして、コストを下げようといった工夫をしております。

それから、左下及び右下の図でございますが、こちらはいずれも消費電力を抑える工夫でございます。例えば左下でございますが、省電力モードは、あえて一切通信ができない状態にしてしまう、電源を落としたのと同じ状態にしてしまうということで省電力にしようと、あるいは右下でございますが、受信間隔を現状から比べるとものすごく大幅に広げることで消費電力を抑える。こういったことをすることで一層の省電力化につなげるという工夫をしております。

5ページ目は、3GPPのリリース13の仕様に基づく技術的条件について、情報通信審議会でご議論いただいて、答申いただいた内容をお示ししているものでございます。情報通信審議会からは、本年5月に答申をいただきました。eMTCでございますが、LTE方式のリソースブロックと言われる小さいセグメントのようなものですが、180kHz幅でございますが、こちらを6個つないだ形で、1MHz程度の搬送波を使って通信をするということでございます。こちらは、ウェアラブルの機器のような動きが低速から中速のものに対して通信をするようなもので、数百kbps～1Mbps程度のサービスがLTE網及びBWA網で利用可能になるということでございます。占有周波数帯幅の許容値としては1.4MHzということでございます。

下でございますNB-IoTでございますが、こちらはリソースブロックが1つということで、180kHzの幅で通信を行うということでございます。占有周波数帯幅の許容値は200kHz幅ということになります。伝送速度は数十Kbps程度ということで、これはLoRaと同じくらいのものでございますが、少量のデータ通信を行うスマートメーターのようなものにサービスで

使うということを想定したものでございます。

NB-IoTは、LTE網でのサービスの利用で、2つの伝送通信モードがございます。1つは、従来からの通信に使っているインバンドの中のリソースブロックを搬送波として使うインバンドモード、もう1つは、ガードバンドとして、現在は使われていない周波数帯のところにリソースブロック1つ分、180kHz幅のリソースブロックを1つ立てて、それを使うということで、今まで使うことができなかつたところをうまく使うということをしなごらやるガードバンドモードという、この2つの運用モードがございます。

6ページ目は、これらのeMTC、NB-IoTを導入するために必要となります省令改正の内容の一覧をまとめたものでございます。eMTC及びNB-IoTの陸上移動局は、包括免許の対象ということにしたいと思っておりますので、電波法施行規則の第15条の3を改正いたします。また、eMTC及びNB-IoTの陸上移動局をLTE網及びBWA網に導入して、これに伴いまして、空中線電力とか周波数の許容偏差あるいは占有周波数帯幅の許容値を規定するというので、無線設備規則のそれぞれ該当する条項を改正するというのでございます。さらには、一番下のところでございますが、特定無線設備にこのeMTC及びNB-IoTを追加するというので、証明規則の該当条項の改正もあわせて行うというものでございます。

7ページ目から8ページ目にかけては、本件改正案につきまの意見募集の結果についてまとめております。5月27日から6月26日まで意見募集を行いました。合計6件ということで、法人5件、個人1件のご意見がございました。法人5件については、いずれも本改正に賛同していただけるという旨のご意見でした。個人1件につきましては、本改正案とは直接関係のない、言及していないご意見ということでございました。

9ページ目以降は諮問書の写し及び各省令案の新旧対照表でございます。

最後に施行期日についてでございますが、本日答申をいただきました場合には、速やかに関係省令の改正を準備いたしまして、公布日をもって施行するという事で予定をしております。

以上、諮問第17号についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○櫻田委員 先ほどと同じなのですが、これは、日本の優位なところ、すなわち携帯電話のサービスカバー率が非常に高いということを前提にしてI o Tの利活用をしようということですので、いわば日本の強みですので、スピード感を失わないように、ぜひ積極的に進めていただきたいと、大いに賛同します。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご質問に関係するのですが、これは3 G P Pで議論されたリリース13をベースにということだったので、世界的にどこの国も今これをやろうとしているわけですね。そういう意味では世界的な競争がこれから始まるということでしょうか。

あと、先ほど拝見してまして、バッテリー寿命が10年以上とか、カバレッジも15ないし23 dBということで、建物内部とか、鉄板の内側など、これまで圏外だったエリアへのカバレッジ拡張を実現していると書かれていて、なかなかすごい技術のように拝見いたしました。もちろん、これはセンサー以外の通信部分がこれだけの機能を持っているので、あとはセンサーがうまく組み合わされれば、これだけの能力を発揮するということですね。

あと、先ほどのS i g f o x、L o R aなどと、この携帯電話のL T Eベースのe M T C、それからナローバンドI o Tですが、最終的には、アプリケー

ションとかコストなどに依存して、どの方式がこれから伸びていくのかが決まると思うんですが、今のところ世界的には、皆さん様子見の状況なんですか。

○杉野移動通信課長 2ページ目の表で対照表になっていますが、例えば通信速度については、実は結構違いもあります。S i g f o xというのは100bps、識別のIDと簡単なコマンドぐらいだったら送れるというのですが、逆に言うと、これは非常に安いんです。先ほど920MHzのところでお話ししましたが、いわゆる免許不要で使えるシステムということですので、例えば自営的にご自身で整備をされて使うということもできたりもする。一方、先ほどの櫻田委員のご指摘のとおり、こちらの17号については、携帯電話事業者のネットワークを使うということをやると、一気に広いエリアを手当てができるということで、用途によって、オプションによって、利用シーンに合わせて使っていただけるようなところもあるのではないかと考えています。それぞれサービスを提供される方々も工夫しながらやっておられて、先ほどの渡辺局長の話ではありませんが、今まで使っていなかったような人にアプローチをするような動きも出ていていると聞いております。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第17号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(6) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一

部を改正する省令案について

(公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に伴う制度整備)

(諮問第18号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第18号「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案(公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に伴う制度整備)」につきまして、近藤重要無線室長からご説明をお願いいたします。

○近藤重要無線室長 重要無線室長の近藤でございます。それでは、諮問第18号の説明資料に基づきましてご説明申し上げます。

まず諮問の概要につきまして、2ページ目を用いてご説明いたします。公共ブロードバンド移動通信システムは、災害などの現場におきまして公共機関が機動的かつ確実に映像伝送とかデータ伝送などを行うために、地上テレビ放送のデジタル化によりまして空き周波数となったVHF帯の一部に平成22年に導入されたシステムでございます。現在は主に陸上での対向による映像伝送に利用されているところでございます。

最近におきまして、陸上での対向だけではなくて、船上で撮影した映像を関係機関に伝送するといった海上での利用に対するニーズですとか、また対向による伝送が困難な様々な地勢におきまして多段中継を行うことで被災地の状況を災害対策本部へ伝送するといったニーズが高まっているという状況にございます。こうした状況を踏まえまして、海上利用とか多段中継利用を行うためのこのシステムの高度化につきまして、技術試験事務も行いました上で、平成28年12月に情報通信審議会に技術的条件を諮問しまして、本年5月に答申を受けたところでございます。

この答申を踏まえまして、公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に

係る無線設備規則及び特定無線整備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正について諮問を行うものでございます。

続きまして、改正の概要でございますが、3ページ目でご説明いたします。まず海上利用についてですが、既存の公共ブロードバンド移動通信システムの無線局種は基地局及び陸上移動局としておりますが、陸上移動局の移動範囲は沿岸地域まででして、それよりも遠くの海域での利用を可能とするために、新たに携帯基地局及び携帯局を追加しております。

また、多段中継についてですが、沿岸部から離れた海上利用ですとか、地下街での利用ということをご想定いたしまして、既存のシステムで規定している5MHzの周波数帯幅を伝送容量に配慮しまして最大9分割して利用することができるよう技術基準を規定しております。なお、技術基準の検討に際しましては、とにかくこのシステムを早期実用化しようということで、例えば隣接周波数帯を使用する他のシステムへの影響度合いも含めまして、現行の公共ブロードバンド移動通信システムの技術基準と可能な限り同一としております。

具体的には、周波数インターリーブを行う場合と行わない場合のそれぞれに対応した空中線電力などの技術基準を新たに定めております。なお、この周波数インターリーブにつきましては、OFDMのサブキャリアを周波数的に分散させまして、フェージングですとかマルチパス妨害による特定の周波数の落ち込みなどに対して受信特性を改善させるという効果がございます。これに対して周波数インターリーブを行わない場合は、5MHzのチャンネル間隔を周波数軸方向に分割するということになるのですが、周波数偏差の影響などを受けづらいたった効果がございます。

最後に施行期日でございますが、答申をいただきましたら、速やかに関係省令を改正いたしまして、公布日に施行したいと考えております。

なお、本日の諮問に当たりまして、5月27日から6月26日にかけて本省

令案に対する意見募集を行いました。その結果、3件の意見提出がございまして、2件は案に対する賛同意見、1件につきましては案の内容とは無関係の意見であったということについて申し上げさせていただきます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○松崎委員 海上からが今度新たに設定されるということですが、空中からというのはどうなのでしょう。災害時に各メディアがよくヘリコプターを出して現地の被災状況を撮影して放映しますね。ヘリコプター同士の接触事故が起きた事もありました。被災状況などを撮影したものを中継システムを利用して各メディアに分散して届けるようなことはできないのでしょうか。

○近藤重要無線室長 この公共ブロードバンド移動通信システムは公共業務用というものになっておりまして、現在、国の機関が利用してございます。こうした機関は、空中からの映像については、それぞれヘリテレという、ヘリコプターに搭載するテレビシステムを持っておりまして、現在はそちらを用いて上空での映像を撮っております。公共ブロードバンド移動通信システムは、もともとは自営系で映像をしっかりと伝送できるメディアが陸上ではなかった、ということで導入され、また、海上でもなかったことから、今回、陸上の多段中継に加えまして海上での利用というのを導入させていただくものでございます。

○松崎委員 では、空中に関しては、公共ではなくて、すでに民間企業が実行しているということですか。

○近藤重要無線室長 警察は警察でヘリテレのシステムを自営でっておりまして、消防は消防でっております。

○松崎委員 みんな分かれて持っているということですね。

○近藤重要無線室長　そうですね。そういう状況でございます。

○松崎委員　それが一本化できるほうが危険度は低くなるのではないかと事件があるたびに思うのですが。

○近藤重要無線室長　そういうご意見もあるのですが、実際、ユーザーの方々にお話を伺いますと、消防的観点での映像というのと警察的観点での映像というのは異なるということございまして、なかなか一本化したいという要望が上がってこないという状況でございます。

○松崎委員　なるほど、求める映像が違う。

○竹内電波部長　若干補足しますと、資料の3ページに書いてございますように、今回の無線局種の追加に伴いまして、定義上は陸・海・空で使えるということになります。ただ、現在の公共機関が別に使っているシステムがありますので、当面具体的な利用は想定されませんが、今後やはり、おっしゃられたように、海保にしても、国交省にしても、使うシーンというのが全く否定されないとは思いますので、今回の改正によって法令上は可能になるということでございます。

○松崎委員　わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長　私からもお尋ねさせていただきたいのですが、この多段中継利用によっていろいろな用途が広がることは非常によく理解できますので、大変望ましいことだと思うんですが、ここで想定されている多段利用というのは、例えば3ホップ、4ホップ、5ホップあったときでも、全体がつながってリアルタイムに伝送できるようなシステムを想定されているのでしょうか。その場合、多分、隣接の多段中継のホップの区間では、電波の干渉を避けるために周波数を変えないといけないように思います。すなわち、隣の隣のホップぐらいまで干渉が生じ得るということで、パワーコントロールなども併用してうまく設計しないといけないような感じがするんですが、そのあたりまで想定されたシス

テムになっているんですか。

○近藤重要無線室長 今回、リアルタイムと申しますか、順番にこちらから1、2の3で、ここが目的地とした場合に、順番に送っていくと、まさに先生がおっしゃった干渉の問題がございますので、先ほどの周波数インターリーブを行う場合と行わない場合と申し上げたのですが、周波数インターリーブを行う場合につきましては、OFDMの多数のキャリアを分散させて、1つ目のホップは5メガの幅の中のこの辺とこの辺とこの辺を使って、次のホップは5メガの幅の先ほど使ったのではないところを使うということで組みかえておりますし、周波数インターリーブを行わない場合と申しますのは、これは周波数軸をこちらから分割していきまして、異なる周波数で送っていくというイメージでございます。

○吉田会長 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、諮問第18号につきましても、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(7) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案について (測定器等の較正等に係る期間の延長)

(諮問第19号)

○吉田会長 それでは次に、諮問第19号「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案 (測定器等の較正等に係る期間の延

長)」につきまして、片桐認証推進室長からご説明をお願いいたします。

○片桐認証推進室長 認証推進室長の片桐でございます。よろしくお願ひいたします。諮問第19号についてご説明させていただきます。特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等の一部を改正する省令案につきまして、ご説明させていただきます。

省令が2本ございまして、1つが特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、もう1つが登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令案で、内容といたしましては、測定器等の較正等に係る期間の延長でございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思ひます。上のオレンジのところを書いてございまして、本来、電波を利用して無線局を開設する場合には、原則として総務大臣による検査に合格して免許を受けなければ運用することができないということになっております。

一方で、この2ページ目の図に点線で囲った四角が2つございまして、まず左側でございます。携帯電話や無線LANなども無線局なのでございまして、膨大な数のいろいろな無線局全てを検査することは、不合理といひますか、非常に非効率であるということもございまして、一定の技術基準に適合しているものについては、無線局免許手続を簡略化することによって免許処理の迅速化・効率化を図っておりまして、その技術基準の適合確認は、総務大臣の登録を受けた民間事業者が行っているということでございます。

それから、右側の点線の四角のところでございますが、登録検査等事業者ということで、一方、無線局によっては、免許を受けた後も定期的に国による検査を受けなければならないことになってございまして。これも同様に、総務大臣の登録を受けた民間事業者が国にかわって検査を行うことで定期検査を省略することができるということとなっております。

続いて3ページ目をご覧ください。この場合に、民間の登録事業者が検査等

を行う場合につきましては、測定器というものを使うわけですが、最近の動向といたしまして、この技術基準適合確認等を行うために、無線局の無線設備に測定器を接続して試験項目を測定するわけですが、技術進歩が急速なところがございまして、測定器の構造が集積化されたり、簡略化されたり、ずれを自動的に補正する回路が用いられるようになるなど、以前よりも安定的な測定結果が得られるようになってきているといった状況にございます。また、測定器の部品自体も著しく性能が向上しておりまして、気温の変化や経年変化といったものに耐えやすくなってきているといったことがございます。電波政策2020懇談会におきましても、こういったことを踏まえまして、較正等のあり方については、全ての測定器等を一律に規制する必要は低下してきているのではないかとといった提言をいただいたところでございます。

次の電波法改正の概要でございますがこれまで登録事業者が技術基準適合確認等に使用する測定器につきましては、もともと電波法によって一律1年以内に較正を受けることとされていたのですが、上記のような状況を踏まえまして、登録事業者からの要望などもございまして、先の193回国会において成立しました電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律によりまして、登録事業者が技術基準適合確認等に使用する測定器のうち、優れた性能を有する測定器につきましては、較正等の期間を1年を超え3年を超えない範囲で総務省令で定めることとされたことに伴いまして、今回、関係の省令を改正するものです。その改正された法律の条文案が赤字で下線を引いてある部分でございます。

その改正の概要でございますが、4ページに進んでいただきたいと思います。ここに測定を行う機器について様々なものが並んでおりますが、この資料の表中、朱書きをした高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器、この3種類のうち、優れた性能を有すると認められるものにつきましては、改正法の趣旨に合致しているということから、較正等の期間を1年から2年に延長することと

いたしまして、それぞれ延長を可能とする優れた性能の要件を定めております。

ただし、一番下の*のところに書いてございますが、較正期間の延長は、測定器等の製造から10年以内に較正等を受ける場合といたしまして、それを超えた場合の較正期間につきましては、経年劣化等の影響を考えまして、従来どおり1年ごとの較正を行うこととするということでございます。

なお、施行期日でございますが、改正法に合わせて施行する予定でございます。つまり、本年5月から9月を超えない範囲で政令で定める日に、法律と同日に施行を予定しております。

続きまして、5ページ目から8ページ目につきましては、今般の省令改正案につきましてパブコメを行ってございます。平成29年5月30日から同6月28日まででございますが、4件の意見が提出されました。3法人・団体、それから1個人から意見が提出されております。基本的には、この要件を緩和することについて、全て賛成の意見ということでございますが、多かったのは、一定の先ほど4ページ目で挙げました3つの機器以外にも、較正期間を延長してほしいといった要望が特定の機械についてございました。ただ、こういった機器につきましては、いろいろと調べてみたところ、構造が必ずしも単純ではなくて複雑であるということもございまして、あるいはニーズが顕在化していないところもございまして、こういったものにつきましては、必ずしも安定的な計測結果が得られるものではないこと等から、今回につきましては機器として追加しないということにしております。また、このパブリックコメントに出てこないものの中にも、較正期間の延長に対するニーズが明らかでなかった機種もございまして、こういったものを含めまして、その他の機種についても、今後、業界全体のニーズや測定器の性能の向上、較正等の期間の延長をすることによる影響等を見きわめながら、必要に応じて較正期間の延長を行うかどうかを検討していくこととしているため、原案のとおりとしてございます。

以上のとおり、今般2つの省令改正案につきまして諮問させていただき次第でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○石黒代理 2つあったのですが、1つ目は今のご説明でわかりました。今4ページを見ているのですが、もともと聞こうと思っていたのは、たくさんある中で、なぜこの3つを選ばれたのかというのが1つ目の質問でした。その理由として、これ以外は、複雑な機械であるということと、ニーズがあまりないであろうとのことでした。でも、パブコメで他のものも加えて欲しいとあるのは、ニーズがあるのではないかと私は思うのですが、そのあたりはどう整理されたのかということと、もう1つは、上限は3年以内なのに、そろって全部2年というのは、何が根拠なのかというのを教えていただけますか。

○片桐認証推進室長 まず1点目でございますが、パブリックコメントで示された機械というのは、確かにございます。例えば周波数計とか、そういったものについては、較正期間を延長しても差し支えないのではないかとということでしたが、やはり構造上複雑でございまして、これはニーズがあるというだけではなくて、技術進歩による部品の向上とか、あるいはアナログではなくてデジタル変換しているとか、あるいは、要するに大事なことは、1年を超える期間でも安定して精度が保てる機械かどうかということに照らして判断いたしまして、ひとまずは4ページにございます3種類の較正期間を1年から2年に延長させていただくことにしたいということでございます。

それから、2点目のご質問でございますが、1年を超えて3年を超えないということですので、3年以内ということもあり得るのですが、今回、最初の較正期間の延長ということもございまして、今回の較正期間を延長した結果、そ

の影響なども見きわめながら、今後どのように緩和を進めていくのか、その期間のあり方を考えていくのかというものを検討したいと思ひまして、ひとまず2年ということにさせていただいたという次第でございます。

○石黒代理 2年は大丈夫ということなのですね。気になっているのは、2年としたが、本当は1年半にすべきだったと後でならないかということです。

○片桐認証推進室長 そこはチェックしておりますので、2年はもつだろうというものについて……。

○石黒代理 最初から3年はトライしないで、2年は大丈夫そうなので、まずこれでいって、もっと長くできるのであれば、今後としては、最大限も含めて検討は可能だろうということですか。

○片桐認証推進室長 おっしゃるとおりでございます。

○石黒代理 わかりました。では、それを信頼申し上げてよろしいんですね。私たちは、2年か3年かよくわからないので。

○松崎委員 私は、むしろ製造後10年が非常に気になるのですが。家電製品などは、その製品の部品をとっておく保存期間が最長で10年です。ですから、10年という長期を置いてしまうと、部品がもう製造されていないというリスクもあるのではないのでしょうか。

○片桐認証推進室長 この測定器につきましては、もう従前より法律で、毎年度、較正を受けなければならないということになっておりますので、メーカーでもそのあたりの対応はきちんとできていると聞いております。

○松崎委員 大丈夫なのですね。そこが不安でした。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第19号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議は終了いたします。どうも長時間、ありがとうございました。

総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局職員入室までしばらくお待ちください。

(情報流通行政局職員入室)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

初めに、昨日の人事異動で新たに着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、恐縮ですが、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

○山田情報流通行政局長 情報流通行政局長に着任いたしました山田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○奈良大臣官房審議官 同じく放送担当審議官になりました奈良でございます。よろしくをお願いいたします。

○鈴木情報流通行政局総務課長 総務課長に着任いたしました鈴木でございます。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

○湯本放送政策課長 放送政策課長に着任いたしました湯本でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

諮問事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可について

(諮問第20号)

○吉田会長 それでは、審議に入らせていただきます。

諮問第20号「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可」につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 湯本でございます。それでは、諮問第20号についてご説明させていただきたいと思っております。本日の説明は、横長の諮問第20号説明資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

現在、日本放送協会におきましては、放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準に基づき、インターネット活用業務を実施しております。当該実施基準につきましては、協会が自ら定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされておりまして、これを変更する場合も同様とされておりまして、今回、協会から総務省に対しまして、他の放送事業者と共同でラジオの周知活動を行う場合に、必要に応じて配信地域を制限するという内容の実施基準の変更の認可申請がなされました。

これは、現行、全国一律にラジオのネット配信を行うことに対し、協会・民放連のラジオ共同キャンペーンの一環として民放ラジオの配信を行っているradikoに協会が参加することを想定し、現行の実施基準上認められていないニュース・天気予報などの地域ごとの番組を、地域を限定して配信できるようにするものでございます。

5ページ目をご覧くださいと思います。今回の変更の認可申請に対する審査につきましては、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や適否の予見可能性を確保するため、平成26年に定めました放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係るガイドラインに基づきまして審査を行

っております。

審査の結果、基本的には法令及びガイドラインに適合したものと認められることから、これを認可することが適当と考えております。ただし、利用者保護や他の放送事業者と行う周知活動の一環として行われる観点から、審査項目の「利用者の利益を不当に害するものでないこと」及び「業務の実施基準の変更勧告及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善」に関しましては、一定の条件を付すことが必要と考えております。

そのため、6ページ目でございますように、今般の変更に基づくサービスを提供する際には、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容について事前に利用者に対して周知するとともに、当該サービスの終了の際に事前に適切な情報提供を行う等の措置を講ずることや、協会による当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うことといった2点を条件として認可することが適当と考えております。

7ページをご覧ください。これらにつきましては、変更の認可申請に対する総務省の考え方として、事前に意見募集を行ったところ、寄せられた意見を受けて考え方を修正すべき点につきましては、特段認められませんでした。

このようなことを総合的に勘案し、原案のとおり、先ほど説明いたしました条件を付すことを前提として、認可していただきたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。では、林先生、お願いします。

○林委員 6ページの認可条件についてですが、「その結果について適切に公表を行うこと」となっております。この点、協会におかれては、自主的・自律的に「インターネット活用業務審査・評価委員会」というものが立ち上げられて

おり、そこにおいてインターネット活用業務について審査と審議がなされていると承知をいたしております。しかし、当該委員会の議論の状況が、外部から見るとほとんど公開されていない。すなわち、議事概要は公開されておりますので、審議の概略的な状況については概括的に把握できるのですけれども、どういう配布資料に基づいて、かつどういうデータに基づいて実際の議論がされたのかというのが、少なくとも外部からはわからない。これは当該委員会の委員の先生方だけの情報になっておりまして、今後は、機密情報を除いては、もう少し情報公開を進めてもよいのではないかと申しますのも、インターネット活用業務の問題は非常に視聴者・国民の間で関心も高うございますし、今回のラジオの先には、更に次のステップがあるわけでございますので、その観点からしますと、国民各層の関心あるいは視聴者各位の関心に十全に答えられるように、協会におかれては、今申し上げたインターネット活用業務審査・評価委員会における議論の透明性と議事公開のあり方について、更なる充実をお願いしたいという要望を持っております。

それともう1点は、この認可条件なんですが、これはさきほどのご説明によるとradikoに相乗りするような形で周知・広報をするということのようですが、これもこのインターネット活用業務が平成27年2月16日に認可されたときの認可条件の中に、協会の「公共放送としての先導的役割を踏まえ」という文言があったと思います。この、まさしく「公共放送としての」協会に期待されている先導的役割と、今回の提供対象地域の限定というところがどのように整合するのかという点が、ややわかりにくくなっています。提供対象地域を限定せずにしたほうが、まさにインターネットの時代ですから、一見すると視聴者利便にとって好都合な気がしますし、また、協会自身の提供サービスには地域限定はかかっていなかったかと存じます。そのあたり、民間放送事業者との意見の違いはあろうかとは存じますが、そこはどのように整理されたのかという

ことをお聞きしたいと存じます。

以上です。

○湯本放送政策課長 まず、後の地域制限の関係につきましては、ご案内のとおり、今回、協会がキャンペーンとして参加する予定の民間事業者のradikoにつきましては、もともと基本的な設定が、配信対象地域が県域に限られているということを踏まえまして、そこに乗るという観点から今回地域限定をかけるという趣旨だということで理解しています。協会自らが行っている「らじる★らじる」につきましては、従前どおり地域限定をかけずに配信しておりますので、その点につきましては、キャンペーン中もこれまでどおり実施するという考え方だと聞いております。

それから、1点目のお話につきましては、私どもも、今回の活用業務に関しましては、結果の分析をきちんと行って、その結果についての適切な公表というのは望ましいと考えておりまして、その観点で今回も認可条件を付しているということなので、委員の意見につきましては、しっかりと受けとめてやっていきたいと思っております。

○吉田会長 先ほどの林先生のご質問でもありました地域限定をかける情報ですが、先ほどご説明いただいたところによれば、天気予報あるいはその地域特有のニュースについて地域限定をかけるだけで、他の全国放送的なものはかけないという理解でよろしいのでしょうか。

○藤波企画官 radikoでは、民放が基本的に県域で提供しておりますので、同様なかたちで県域で提供するということですが、会長がおっしゃるように、ほとんどの番組は全国的な番組でございまして、それが制限されて提供されないということではなく、全部同じように提供されるということでございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

○石黒代理 今回の趣旨は全国共通のニュースはそれぞれ地域を限定しているが、

全部の地域が放送するので、地域をつなげてみると日本全国みんな放送を見られるという意味ですよね。だから、そこだけ地域限定が外れるわけではなくてという意味ですね。

○藤波企画官 はい、そうです。

○石黒代理 わかりました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第20号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会平成28年度決算の概要について

○吉田会長 それでは次に、報告事項「日本放送協会平成28年度決算の概要」につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 日本放送協会の平成28年度決算につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

この決算につきましては、6月27日にNHKから総務大臣に提出されたものでございます。今後、会計検査院の検査を経まして、国会に提出される予定のものでございます。

一般勘定につきまして、平成28年度の事業収入につきましては、7,073億円、そのうち受信料収入が6,769億円でございます。事業支出につきまし

ては、6,793億円でございます。事業収入と事業支出の差額である事業収支差金につきましては280億円でございます。そして、建設積立資産の状況につきましては、平成28年度末で1,707億円でございます。

次に、決算のポイントにつきましてご説明させていただきます。平成28年度は80億円の黒字見込みに対しまして、280億円の黒字決算となっております。

この黒字額拡大の要因については、1点目に、受信契約総数の増加を50万件増と見込んでいたところ、実績では51.4万件増となったこと、また衛星契約数も実績が見込みを上回ったことなどにより、予算を10億円上回る受信料収入の増がございました。また2点目に、50億円の国内放送費の抑制、37億円の人件費の抑制、30億円の予備費の未使用等により、144億円の経費削減がなされたことがございます。

なお、国内放送費の抑制につきましては、主に効率的な番組制作などによるもの、人件費の抑制につきましては、主に効率的な業務運営により、基準外賃金が想定よりも少なかったことによるものと聞いております。

また、放送センター建替等のための建設積立資産でございますが、平成27年度末で1,627億円でございましたが、平成28年度決算における事業収支差金280億円のうち80億円を繰り入れることにより、平成28年度末の建設積立資産は1,707億円となりました。NHKでは、放送センター建替の建物工事費相当分として約1,700億円を見込んでおりまして、これで必要な資金を確保できたこととなります。

なお、事業収支差金の残りの200億円につきましては、財政安定のための繰越金に繰り入れられております。

続きまして、放送番組等有料配信業務勘定につきましてご説明させていただきます。放送番組等有料配信業務勘定は、NHKオンデマンド等の有料サービ

スに係る勘定につきまして、受信料収入に係る勘定と経理を区分しているものでございます。事業収入につきましては22億円、事業支出につきましては20.5億円、事業収支差金につきましては1.5億円でございます。これで放送番組等有料配信業務勘定は4年連続黒字を計上することとなりました。

続きまして、業務報告書の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、放送番組の概況につきましては、平成28年8月に4K・8Kスーパーハイビジョン試験放送を開始するとともに、平成29年1月には実用放送の業務の認定を受けております。また、インターネット活用業務につきましては、実施基準に基づきまして、国内テレビジョン放送の試験的提供などを行っております。

営業及び受信関係業務の概要につきましては、受信料支払率が平成27年度末の77.2%から平成28年度末には78.7%に上昇しております。また、受信料の契約収納業務を委託している事業者の元社員が衛星放送の受信設備がない世帯から不正に衛星契約を取り次いだことが判明したことを受け、全国調査を開始するとともに、契約内容を契約者に対して事後的に確認する方法の改善など、再発防止の取組を進めております。

放送設備の建設改修及び運用の概況につきましては、平成28年8月、放送センター建替の基本計画を公表しております。

業務組織の概要及び職員の状況につきましては、職員による金銭着服やタクシー券不正使用が明らかになったことを受け、全国の放送局で緊急調査を行い、再発防止の徹底を図っております。

子会社等の概要につきましては、子会社の不正経理を受けて策定したグループ経営改革の方針を踏まえ、子会社管理における協会の責任体制を明確にするなど、具体的な改革施策を実行しております。

また、受信料制度やその運用のあり方等につきまして、審議・検討を行うた

め、NHK受信料制度等検討委員会を設置しております。

概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問とかご意見等ございましたらお願いたします。

○石黒代理 決算内容自体の質問ではないんですが、この概要を見ると、不正などが幾つかハイライトされているのですが、NHKというのは、会社法に基づく株式会社でもないんで、内部統制の制度というのは制度的にどうなっているんですか。会社法だと、会社法で決められているので、やらなければいけないし、上場していると、金商法に基づいて財務諸表をつくらなければいけないので、内部統制は制度的に確保されているのですが、こうやってNHKの中で内部統制はこのようにしなさいという枠組みがあるんですか。

○山田企画官 NHKのガバナンスにつきましては、今の放送法上の最高意思決定機関として経営委員会が設置されております。この経営委員会のあり方につきましては、放送法の過去の改正において、会社法のいろいろな動きを踏まえながら、委員会設置型会社などの仕組みも参考にしながら、外部の有識者の方々にお集まりいただいて、経営委員会が最高の意思決定機関として設けられている。それに対して、NHKの各部局、執行部が、経営委員会に重要な取組の報告をすること、加えて、場合によっては議決を経て初めて実行するという体制がとられている。同時に、経営委員会と並行して監査委員会という組織もNHKの中に設けられておまして、執行部から随時、監査委員会の求めに応じて、業務の取組状況についてご報告をする、あるいは監査委員会から業務の状況について執行部を見る、立ち入ることも、制度の中では措置されているということでございます。

○石黒代理 普通の会社だと、内部統制の制度整備をするときに、業務文書に

において業務フローが全部文書化されていて、どういう起案をして、どこにチェックをかけて、何をどうしなければいけないというのが結構事細かに決まっています、不正が起こりにくいような仕組みがつくってあるのですが、それと同じようなことはNHKはあるんですか。

○山田企画官 基本的には、NHKの中で文書規定のようなものは、一通り、内部統制に係るものについても措置しておりますし、それについてはNHKのホームページ等でもほぼ公表されていると認識しております。

○石黒代理 ただ、運用がうまくいっていなかったもので、幾つかこういったものが見つまっているということでしょうか。

○山田企画官 そういうことになるのかなと思っておりますが、逆に我々総務省としましても、こうした事案の大きさあるいは影響に応じて、再発の防止策については、是非しっかりと策定していただき、それをまた公表する形で、国民・視聴者に見える形で措置をしていただきたいということをお願いしているところでございます。直近で申しますと、2月に長崎県でNHKの受信料収入を集める委託をされている法人の元社員が不正な形で契約を集めていたといったことが週刊誌、雑誌で取り上げられましたが、これにつきましても、我々総務省から、しっかりと再発防止策、また他の地域ではどんな形で業務をされているのかということ調査の上で、その結果も公表していただきをお願いしてきたところですが、先日NHKでもその調査結果をまとめられまして、公表されたというところでございます。

○石黒代理 受信料を取っているからでしょうが、注目度が非常に高いですし、案件ごとの再発防止策というよりも、法令遵守のための仕組みを全社的にちゃんとつくっているかどうかのチェックというのも定期的に必要ですが、そういった牽制機能やチェック機能を果たす専用の部隊がいて、法令を遵守できる体制になっているかどうかというのは、NHK自身の問題ではありますが、こう

いった不祥事が発生しないようにするためには非常に大事なことなので、総務省としてもそのあたりを指導していかれたほうがいいと思います。もし、不十分であれば、もっと人員を増やして、ちゃんとやってくださいと、あるいは仕組みを組み直してくださいとかという指導も含めて。総務省としてはそこまで経営管理はできないでしょうが、そういうことに関心を持っているという態度は示したほうがいいとは思っております。

○山田企画官 NHKの職員の方々の不祥事というのは、大きいものも小さいものも、過去にもいろいろ事例がございます。NHKでは、昨年3月に、今、委員ご指摘のような形のNHKのガバナンスのあり方ということで、経営委員会の決定を経て公表した、全体のガバナンスのあり方についての方向性を整理した文書が出ているのですが、今年になってからもまたそうした不祥事が発生しているということではありますので、総務省といたしましても、恒常的にそうしたNHKの取組、また不祥事の再発がないような形、どんな形でやっていくのがいいのかということについて、NHKといろいろ議論を進めていきたいと思っております。

○石黒代理 お願いします。

○山田情報流通行政局長 今お話がございましたが、NHKに関しては、非常にご関心も高く、きちんとした経営をしていただかなければいけないと、私どもも、考えております。制度的には、放送法に基づきましていろいろなガバナンスの仕組みが設けられておりまして、先ほどの経営委員会に関しましては、国会同意人事のもとにきちんとした方が選ばれるという、基本がございます。それから、NHKの予算あるいは決算については、全て国会に提出しまして、その審議を経るということになっておりますし、また検査院のチェックもかかるということございまして、内部統制等及び外部からのチェックがきちんとかかるような制度的な枠組みにはなっております。加えて、私どもとしては、

やはり不祥事が起きた場合にはきちんと公表するということを従来から、あるいは最近については総務省としてきちんと求めてきております。透明性が高い形で経営が行われるように、引き続きしっかり見守ってまいりたいと思いますし、また今ご指摘の内部統制につきましてもきちんと行われるように、引き続き指導もしてまいりたいと思いますし、法律の枠内ではございますが、きちんとした対応をしていきたいと考えておりますので、またご意見を賜りまして、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○石黒代理 ありがとうございます。

○櫻田委員 石黒委員がおっしゃったのは、法律の枠内というのもあるのでしょうけれど、要するに税金と同じ位置づけで、徴収する権利があるというものに対する関心と説明責任というのは、一般の株式会社や完全に民間の事業体とは異なるという趣旨だろうと思います。それは全くそのとおりだと思っていて、今、局長がおっしゃったようなフレームワークとしてきちんやりやっているとすることを担保するということと、それから監査でいうと、妥当性監査というんですかね、その費用対効果がどうなのかという監査と、そういう観点でインターナルコントロールあたりがどうか。もう1つは、再発防止策を打つときに、そのための予兆も早期に発見するという仕組みをどう持つのかといったことをNHKは一生懸命考えているようです。幸い委員の方々は、民間出身の方が結構多いございますから……。

○山田情報流通行政局長 非常に多いございますね。

○櫻田委員 そういう意味では、委員の皆さんは不祥事の早期発見・再発防止については、相当苦勞してきていますから、そういう知恵も使って今改革されようとしていかれていますので、今、局長がおっしゃったように、あるいは私は石黒委員の指摘というのはまさに的を射た話だと思っておりますので、定期的に総

務省から質問を投げかけていただくなりして、緊張感を持たせるということが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○山田情報流通行政局長 はい。

○松崎委員 気になるのは、この不祥事の中味が、職員の不祥事としてはタクシー券等の金銭着服で、ほかは業務委託をしている会社の元社員がやったこと、や子会社での不祥事だね。ですから、職員、子会社、業務委託している会社というように少しずつ種類が違ってきます。内部統制を幾らしっかりやったとしても、外部委託している事業者の選定とか監督とか、そこまで考えて実践して行かなければならないと思います。個人的な集金業務についての経験を何度もお話ししましたが、これは外部委託の問題です。委託してそれで終わりというのではなく、本当に気を使って営業のマナーを守らせなくてはなりません。受信料の集金業務は、視聴者と一番近いところにある接点なのに、あまりにもお粗末だと、それはNHK全体の評判にかかわることで、国民の反感も買うでしょう。

○櫻田委員 監督責任というのはNHK側にあるのではないですか。

○松崎委員 あると思います。けれども内部統制ではないので、目配りが出来ていないのではないのでしょうか。その事業者を選ぶ基準がどこかにあるのかも知りたいところです。

もう一つ、今訴訟になっている86件というのが気になりますが、どういう訴訟ですか。やはり受信料関係ですか。

○石黒代理 これは、受信料を払っていない人たちに対して訴訟を起こしているものと思います。

○松崎委員 全部、受信料未払い。未払いの人達に対してNHK側から訴訟を起こしている。

○石黒代理 そうです。機械的に選んで提訴しているはずで。

○山田企画官 ある程度の督促とか、応じてくださいというお願いに対して、なかなかお応えいただけない、あるいは応じていただけない方に対して、また次の措置ということで行っています。

○松崎委員 強制執行された人からの訴えではないのですね。NHK側からの訴えということですね。わかりました。NHKは原告なのですね。

○湯本放送政策課長 外部委託の件につきましては、先ほどお話ししましたとおり、佐世保にて起きました不正について、NHK側でも再発防止策をつくって、丁寧な説明とか、訪問員に対して禁止行為とか、それに反した場合には厳正な措置を行うといったことを周知徹底するといった策はとられているのですが、おっしゃるように、今後どうそれを強化していくのかということと。

○櫻田委員 法の世界ではないのですか。金融だと必ず、例えば代理店については、監督責任は親会社と銀行にありますから、処罰されますよね。

○湯本放送政策課長 ただ、もう一つの話としては、委託という形をとっておりますので、ある意味でその法人とNHKとの契約関係です。今回の佐世保の件についての再発防止策の中で、NHKとしては、今回の全国的な状況を踏まえた上で、次にもう一度同じ法人の方が同じようなことをやった場合には、即契約解除もありますからと。即契約解除ということについては、今度は民事の問題で、どういうときにどこまで可能なのかというお話でして、逆に相手の方からの訴訟もあり得るということですが、今回、次にまた同じことを同じ法人の方がされたら、もう契約解除はありますからということを明確に明示して、再発を防止することをしっかり取り組んでもらっています。

○櫻田委員 ただ、総務省がNHKを処分することはできないでしょう。金融庁はできるんですよ。当該銀行、当該保険会社を処分することができるのです。その先の、例えば櫻田という代理店が不適切な行為をしたと指摘され、当該代理店の行為が不適切と判断できた場合は、金融庁は保険会社を指導します。処

分できるのです。その強烈な力というのは、いい悪いはいろいろありますが。

○石黒代理 総務省にはないと思います。

○松崎委員 総務省にはないのですね。

○吉田会長 いろいろご意見を頂戴いたしましたが、もう一つあえて申し上げるならば、毎年NHKの予算案が出ましたときに、それに付する総務大臣の意見について、必ずこの電波監理審議会に諮問を受けますので、そのときにどういふ意見を付すべきか、ここの場で議論しておりますので、また来年2月頃にそのような機会があるかと思ひます。

○櫻田委員 誤解を避けるために、そういう権限を持つべきだと言っているのではないです。本来自助努力でやるべきですから、そのような努力をすることを期待しており、法を改正して総務省がそういう権限を持つべきだと申し上げているのではないので、そこは誤解のないよう。

○山田企画官 ご指摘のとおり、本来、国民・視聴者の皆様に制度の趣旨をご理解いただきながら契約に応じていただくのが本来のあり方として、そこのところについてはそれを逸脱するようなことがないように、我々総務省としても引き続きしっかり指導してまいりたいと思ひます。

○林委員 さいごに1点だけよろしいでしょうか。先ほど、不祥事の件であるとか、国民・視聴者に見える形で公表して理解を得るよふにという話がありましたが、これも先ほどの最初の質問と関係するのですけれども、協会のホームページを見ると、インターネット活用業務をはじめとして、予算・決算、業務報告等の関連情報は、ホームページの「経営情報」の項目から辿れます。あるいは一部の情報については、トップ画面の下部に表示されております。このよふに一応、公表はされているのですが、一般視聴者にとってやや、議論や資料の存在に気づきにくいのではないか。画面をスクロールして何度かクリックして辿っていかないとわからない。もちろん協会のホームページをどのよふに編

集し構成するかは、もちろん協会自身の有する編集権の問題ですので、一義的には、協会自身の考えと取組みに委ねられるべき問題ですが、もう少し、一般視聴者や非専門家にとってもより親切となるような、情報アクセス向上のための一工夫はあってもよいのではないだろうか。さきほどいろいろ議論のあった協会をめぐる不祥事の存在は、まずは協会自身の自助努力を見守っていく必要があるとともに、さきほど来ご議論のあった視聴者・国民からの注視と期待を背にして、協会自らにおいて十分な説明責任を果たしていただきたいというのが要望でございます。

○吉田会長 様々なご意見をありがとうございました。

それでは、このあたりでよろしいでしょうか。

では、たくさんご意見を頂戴いたしました。本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

情報流通行政局職員の皆様は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催は平成29年9月13日水曜日の15時からを予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。長時間にわたりまして、ありが

とうございました。